

品目名	生産量減少率	生産減少額	試算の考え方
米	0%	0億円	現行の国家貿易制度や枠外税率を維持することから、国家貿易以外の輸入の増大は見込み難いことに加え、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れることから、国産主食用米のこれまでの生産量や農家所得に影響は見込み難い。
小麦	0%	約62億円	国家貿易制度の下で、新たな国別枠を通じた輸入は、既存枠を通じた輸入の一部が置き換わることが基本であることに加え、体質強化対策や経営所得安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
大麦	0%	約4億円	国家貿易制度の下で、新たなTPP枠を通じた輸入は、既存枠を通じた輸入の一部が置き換わることが基本であることに加え、体質強化対策や経営所得安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
砂糖	0%	約52億円	糖価調整制度が現行どおり維持される中で、現在輸入されているタイ産の粗糖の一部がTPP参加国に代替されることにより、引き続き生産や農家所得が維持されると見込む。
でん粉原料作物	0%	約12億円	糖価調整制度が現行どおり維持される中で、TPP参加国を対象とした関税割当は、現行の関税割当の下で輸入されている範囲内となることに加え、国内産でん粉製造コストの低減等の体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
牛肉	0%	約311億円～約625億円	長期の関税削減期間を確保するとともにセーフガードを措置。国内産牛肉のうち、和牛・交雑種牛肉は、品質・価格面で輸入牛肉と差別化されていることから、当面、輸入の急増は見込み難く、体質強化対策や経営安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
豚肉	0%	約169億円～約332億円	長期の関税削減期間を確保し、差額関税制度・分岐点価格を維持するとともに、セーフガードを措置。コンビネーション輸入が引き続き行われるのではないかと想定されることなどから、当面、輸入の急増は見込み難く、体質強化対策や経営安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
牛乳乳製品	0%	約198億円～約291億円	バター・脱脂粉乳等は現行の枠外税率を維持した上で、TPP枠を設定。ホエイは長期の関税撤廃期間及びセーフガードを措置するとともに、熟成チーズ等は長期の関税撤廃期間を確保することから、当面、輸入の急増は見込み難く、体質強化対策や経営安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
小豆	0%	0億円	枠外関税が維持されるため、国産との置き換わりは生じず、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
いんげん	0%	0億円	枠外関税が維持されるため、国産との置き換わりは生じず、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
落花生	0%	0億円	国産との差別化が図られており、競合する大粒種の輸入が見込まれない等により、TPP参加国以外からの輸入がTPP参加国からの輸入への切り替わりにとどまること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
こんにやくいも	-	-	TPP参加国からの輸入実績がほとんどなく、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
茶	-	-	TPP参加国からの輸入実績がほとんどなく、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
加工用トマト	0%	約1億円	国産ストレートトマトジュースの消費が近年増加傾向に転じており、国産トマト加工メーカーが契約栽培を増加させたことで国産ケチャップ・ソースの生産の継続が見込まれることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
かんきつ類	0%	約21億円～約42億円	国産うんしゅうみかんは輸入オレンジとの価格差がある中で品質面で差別化、国産みかん果汁も稀少的商材として外国産と差別化が図られていることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
りんご	0%	約3億円～約6億円	国産りんごは品質面で国際的に高い競争力を有しており、国産りんご果汁も稀少的商材として外国産と差別化が図られていることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
パインアップル	0%	0億円	関税割当制度が維持されること等から、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
鶏肉	0%	約19億円～約36億円	TPP参加国からの輸入実績が少量であることや、TPP参加国からの輸入の大宗を冷凍骨付きも肉が占め、用途が限定されていることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
鶏卵	0%	約26億円～約53億円	TPP参加国からの輸入実績が少量であることや、TPP参加国からの輸入の大宗を加工卵が占め、用途が限定されていることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
農産物計		約878億円～約1,516億円	

試算の考え方

品目名	生産量減少率	生産減少額	
林産物 (合板等)	0%	約219億円	合板と競合・代替するOSB・PBを含め、長期の関税撤廃期間を確保し、セーフガードを措置していることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や生産者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
あじ	0%	約6億円～約12億円	長期の関税撤廃期間を確保する中で、TPP参加国からの輸入実績が少量であることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
さば	0%	約6億円～約11億円	長期の関税撤廃期間を確保する中で、TPP参加国からの輸入実績が少量であることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
いわし	0%	約24億円～約48億円	段階的な関税撤廃を確保する中で、TPP参加国からの輸入実績が少量であることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
ほたてがい	0%	約27億円～約54億円	長期の関税撤廃期間を確保する中で、TPP参加国からの輸入実績が少量であることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
たら	0%	約4億円～約8億円	国内需要の不足分を補完する形で輸入を行っている中で、世界的に需給が逼迫基調にあり、輸入の急増が発生しにくいことに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
いか・干しすめ	0%	約10億円～約19億円	段階的な関税撤廃を確保する中で、国内需要の不足分を補完する形で輸入を行っていることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
かつお・まぐろ類	0%	約57億円～約113億円	刺身向けのまぐろ類について長期の関税撤廃期間を確保する中で、国際的な資源管理の下、漁獲量や輸入量の急増が発生しにくいことから、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
さけ・ます類	0%	約40億円～約81億円	ます・ぎんざけについて長期の関税撤廃期間を確保する中で、輸入量の多いチリはEPAIにおいて段階的関税撤廃となっていることに加え、体質強化対策を適切に実施することにより、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
こんぶ・こんぶ調製品	-	-	TPP参加国からの輸入実績がほとんどなく、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
干しのり・無糖のりのり調製品	-	-	TPP参加国からの輸入実績がなく、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
うなぎ	-	-	TPP参加国からの輸入実績がほとんどなく、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
わかめ	-	-	TPP参加国からの輸入実績がほとんどなく、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
ひじき	-	-	TPP参加国からの輸入実績がほとんどなく、引き続き生産や漁業者所得が確保され、国内生産量が維持されると見込む。
林水産物計		約393億円～約566億円	

(注1) 国内産水産物を原料とする1次加工品の生産減少額を含む。  
(注2) 「一」については、TPP参加国からの輸入実績がほとんどないことを考慮。

## TPPに関連した国内対策について

平成27年11月25日TPP総合対策本部決定「総合的なTPP関連政策大綱」より抜粋したものに、対策の対象品目を追記。

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策) (P13~14掲載)

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

(意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)

→【機械・施設の導入、金融支援措置は耕種作物・畜産物。大区画化・汎用化は耕種作物。担い手の収益力向上は、麦、大豆、加工用米等を除く耕種作物。】

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

(産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)

→【耕種作物(技術開発、農林漁業成長産業化支援機構の活用は農林水産物全体)】

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備)

→【畜産物】

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

→【農林水産物全体】

○合板・製材の国際競争力の強化

(大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策)

→【林産物】

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

(広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船

漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等)

→【水産物】

○消費者との連携強化

(大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証の推進、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)

→【農林水産物全体】

○検討の継続項目

(農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示、チェックオフ制度の導入、従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続、農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策、配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策、肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討、農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み)

## ②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

(P 8 掲載)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したのものに見直す。
- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

【農業】

【牛肉】価格の推移（円/kg）

年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格（和牛）	2480	2203	2487	2750	2977
国内価格（交雑）	1649	1383	1560	1741	1893
国内価格（乳用）	934	723	884	1113	1251
国際価格	404	405	445	508	633

出典：食肉流通統計、貿易統計

（注）部分肉ベース（国内は枝肉ベースの価格から換算（÷0.7））

国内は去勢牛の価格

国内価格：中央10市場平均

国際価格：CIF平均単価

【豚肉】価格の推移（円/kg）

年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	677	650	629	713	847
国際価格	525	525	526	529	556

出典：食肉流通統計、貿易統計

（注）部分肉ベース（国内は枝肉ベースの価格から換算（÷0.7））

国内価格：省令価格（東京及び大阪の中央卸売市場における

「極上・上」規格の加重平均値

国際価格：CIF平均単価

## 【農業】

(質問) TPPにおけるコメの追加輸入枠が、①GATT第1条、②GATT第3条、③GATT第17条に違反しない理由。

(回答)

(1)

- ・ GATT第24条は、一般的最恵国待遇（GATT第1条）の例外として、より高度な自由化の達成等一定の要件の下で、特定の国や地域との間で自由貿易協定を締結することを認めており、高度な自由化を達成しているTPP協定は、この要件を十分に満たす自由貿易協定である。
- ・ そのようなTPP協定の下で設定されるTPP協定の締約国に対するコメの関税割当ては、GATTに整合的であると考ええる。

(2)

- ・ GATT第17条は、国家貿易企業が商業的考慮のみに従って購入又は販売を行うこと、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動すること等を規定している。
- ・ TPP協定において設定するコメの関税割当ては、上記のとおりGATT第24条により最恵国待遇原則の例外として許容されるものであり、その運用・実施を国家貿易企業が行う場合にまで、無差別待遇の一般原則に従う形で活動することが求められているものではないと考えられる。
- ・ したがって、商業的考慮のみに基づく等のGATT第17条で規定する他の要件を満たしている場合には、GATTに整合的であると考ええる。

(3)

- ・ TPP協定において設定するコメの関税割当ての下で輸入される米は、国産米と比べて過大な内国税及び課徴金が課されることはなく、また市場に流通する機会が制限されているわけではないため、GATT第3条に整合的であると考ええる。

【参考】GATT第1条 一般的最恵国待遇

1. いずれかの種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について課せられるものに関し、それらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに第三条2及び4に掲げるすべての事項に関しては、いずれかの締約国が他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない。

(後略)

【参考】G A T T 第 3 条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

1. 締約国は、内国税その他の内国課徴金と、製品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件並びに特定の数量又は割合による製品の混合、加工又は使用を要求する内国の数量規則は、国内生産に保護を与えるように輸入製品又は国内産品に適用してはならないことを認める。

2. いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、同種の国内産品に直接又は間接に課せられるいかなる種類の内国税その他の内国課徴金をこえる内国税その他の内国課徴金も、直接であると間接であるとを問わず、課せられることはない。さらに、締約国は、前項に定める原則に反するその他の方法で内国税その他の内国課徴金を輸入産品又は国内産品に課してはならない。

3. 現行の内国税で、前項の規定に反するが、千九百四十七年四月十日に有効であり、かつ、当該課税産品に対する輸入税を引き上げないように固定している貿易協定に基いて特に認められているものに関しては、それを課している締約国は、その貿易協定の義務を免除されてその内国税の保護的要素を撤廃する代償として必要な限度までその輸入税を引き上げることができるようになるまでは、その内国税に対する前項の規定の適用を延期することができる。

4. いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関するすべての法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される。この項の規定は、輸送手段の経済的運用にのみ基き産品の国籍には基いていない差別的国内輸送料金の適用を妨げるものではない。

(後略)

【参考】G A T T 第 1 7 条 国家貿易企業

1.

(a) 各締約国は、所在地のいかんを問わず国家企業を設立し、若しくは維持し、又はいずれかの企業に対して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上許与するときは、その企業を、輸入又は輸出のいずれかを伴う購入又は販売に際し、民間貿易業者が行う輸入又は輸出についての政府の措置に関してこの協定に定める無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

(b) (a)の規定は、前記の企業が、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、商業的考慮(価格、品質、入手の可能性、市場性、輸送等の購入又は販売の条件に対する考慮をいう。)

のみに従って前記の購入又は販売を行い、かつ、他の締約国の企業に対し、通常の商慣習に従って前記の購入又は販売に参加するために競争する適当な機会を与えることを要求するものと了解される。

(c) 締約国は、自国の管轄権の下にある企業((a)に定める企業であるかどうかを問わない。)が(a)及び(b)の原則に従って行動することを妨げてはならない。

2. 1の規定は、再販売するため又は販売のための貨物の生産に使用するための産品ではなく政府が直接に又は最終的に消費するための産品の輸入には、適用しない。その輸入については、各締約国は、他の締約国の貿易に対して公正かつ衡平な待遇を許与しなければならない。

(後略)

#### 【参考】GATT第24条 適用地域—国境貿易—関税同盟及び自由貿易地域

1. この協定の規定は、締約国の本土関税地域及び第二十六条の規定に基いてこの協定が受諾され、又は第三十三条の規定に基いて若しくは暫定的適用に関する議定書に従ってこの協定が適用されている他の関税地域に適用する。これらの関税地域は、この協定の適用地域に関する場合に限り、それぞれ一締約国として取り扱うものとする。ただし、この項の規定は、単一の締約国が第二十六条の規定に基いてこの協定を受諾しており、又は第三十三条の規定に基いて若しくは暫定的適用に関する議定書に従ってこの協定を適用している二以上の関税地域の間になんらかの権利又は義務を発生させるものと解してはならない。

2. この協定の適用上、関税地域とは、当該地域とその他の地域との間の貿易の実質的な部分に対して独立の関税その他の通商規則を維持している地域をいう。

3. この協定の規定は、次のものを妨げるものと解してはならない。

(a) 締約国が国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益

(b) トリエステ自由地域の隣接国が同地域との貿易に与える利益。ただし、その利益が第二次世界戦争の結果締結された平和条約に抵触しないことを条件とする。

4. 締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を発展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める。締約国は、また、関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認める。

5. よつて、この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。ただし、次のことを条件とする。

(a) 関税同盟又は関税同盟の組織のための中間協定に関しては、当該関税同盟の創設又は当該中間協定の締結の時にその同盟の構成国又はその協定の当事国でない締約国との貿易に適用される関税その他の通商規則は、全体として、当該関税同盟の組織又は当該中間協定の締結の前にその構成地域において適用されていた関税の全般的な水準及び通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。

(b) 自由貿易地域又は自由貿易地域の設定のための中間協定に関しては、各構成地域において維持されている関税その他の通商規則で、その自由貿易地域の設定若しくはその中間協定の締結の時に、当該地域に含まれない締約国又は当該協定の当事国でない締約国の貿易に適用されるものは、自由貿易地域の設定又は中間協定の締結の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。

(c) (a) 及び (b) に掲げる中間協定は、妥当な期間内に関税同盟を組織し、又は自由貿易地域を設定するための計画及び日程を含むものでなければならない。

6. 5 (a) の要件を満たすに当り、締約国が第二条の規定に反して税率を引き上げることを提案したときは、第二十八条に定める手続を適用する。補償的調整を決定するに当つては、関税同盟の他の構成国の対応する関税の引下げによつてすでに与えられた補償に対して妥当な考慮を払わなければならない。

7.

(a) 関税同盟若しくは自由貿易地域又は関税同盟の組織のため若しくは自由貿易地域の設定のために締結される中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通告し、かつ、締約国団が適当と認める報告及び勧告を締約国に対して行うことができるようにその関税同盟又は自由貿易地域に関する情報を締約国団に提供しなければならない。

(b) 締約国団は、5に掲げる中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、かつ、(a) の規定に従つて提供された情報に妥当な考慮を払つた後、その協定の当事国の意図する期間内に関税同盟が組織され若しくは自由貿易地域が設定される見込がないか又はその期間が妥当でないと認めるときは、その協定の当事国に対して勧告を行わなければならない。当事国は、その勧告に従つてその中間協定を修正する用意がないときは、それを維持し、又は実施してはならない。

(c) 5(c) に掲げる計画又は日程の実質的な変更は、締約国団に通報しなければならない。締約国団は、その変更が関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定を危くし、又は不当に遅延させるものであると認めるときは、関係締約国に対し、締約国団と協議するように要請することができる。

8. この協定の適用上、

(a) 関税同盟とは、次のことのために単一の関税地域をもつて二以上の関税地域に替えるも

のをいう。

(i) 関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少くともそれらの地域の原産の産品の実質上のすべての貿易について、廃止すること。

(ii) 9の規定に従うことを条件として、同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用すること。

(b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)がその構成地域の原産の産品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。

(後略)

(了)

## 【農業】

平成二十七年十二月三日（木曜日） 衆議院内閣委員会・農林水産委員会連合  
審査会議事録（抜粋）：山田外務大臣政務官発言部分

WTO農業協定第四条二の規定は、加盟国は、通常関税以外の国境措置であって交渉の結果関税化されることとなったもの及びこれに類する措置を維持し、導入し、あるいは再び導入してはならないとの趣旨でございます。

豚肉差額関税制度は、我が国に輸入される豚肉に対し、関税暫定措置法の関係規定によってあらかじめ定められた暫定税率で課される関税の組み合わせの制度でありまして、通常関税の形式をとるものであります。

したがって、本制度は、WTO農業協定第四条二が禁止している、通常関税以外の国境措置であって交渉の結果関税化されることとなったものには当たらないということでございます。

【参考】WTO農業協定 第四条 市場アクセス

- 2 加盟国は、次条及び附属書五に別段の定めがある場合を除くほか、通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置(注)も維持し、とり又は再びとってはならない。

注：これらの措置には、輸入数量制限、可変輸入課徴金、最低輸入価格、裁量的輸入許可、国家貿易企業を通じて維持される非関税措置、輸出自主規制その他これらに類する通常の関税以外の国境措置(特定の国について承認された千九百四十七年のガットの規定からの逸脱として維持されているものであるかないかを問わない。)が含まれるが、千九百九十四年のガット又は世界貿易機関協定附属書一 A に含まれている他の多角的貿易協定における国際収支に関する規定その他の農業に特定されない一般的な規定に基づいて維持される措置は含まれない。

【農業】

平成28年3月22日  
農林水産省

生産農業所得等の推移

単位：兆円

	平成20年	21	22	23	24	25	26
農業総産出額	8.5	8.2	8.1	8.2	8.5	8.5	8.4
生産農業所得	2.8	2.6	2.8	2.8	3.0	2.9	2.8

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：農業総産出額＝ $\sum$ （品目別生産量×品目別農家庭先販売価格）

注2：生産農業所得とは、農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、經常補助金を加算したものである。

※ なお、生産農業所得の中では、農林水産物・食品の輸出に関するデータは把握していません。輸出による寄与分については算出できません。

分類	平成17年				平成18年				平成19年			
	品目	数量	単位	金額(億円)	品目	数量	単位	金額(億円)	品目	数量	単位	金額(億円)
農林水産物・食品計	—	—	—	4,008	—	—	—	4,490	—	—	—	5,160
農産物	—	—	—	2,168	—	—	—	2,359	—	—	—	2,678
加工食品	—	—	—	1,001	—	—	—	1,096	—	—	—	1,215
ソース混合調味料	37,409	T		171	ソース混合調味料	40,422	T	184	ソース混合調味料	4,235	T	192
アルコール飲料	36,787	KL		118	アルコール飲料	47,024	KL	140	アルコール飲料	44,607	KL	157
菓子(米菓を除く)	10,509	T		90	菓子(米菓を除く)	11,615	T	100	菓子(米菓を除く)	12,938	T	115
清涼飲料水	23,625	KL		57	清涼飲料水	29,042	KL	68	清涼飲料水	33,917	KL	82
醤油	17,368	T		31	醤油	19,335	T	35	醤油	19,908	T	38
畜産品	—	—	—	161	—	—	—	172	—	—	—	228
豚の皮	64,820	T		79	豚の皮	63,912	T	76	豚の皮	65,038	T	78
牛・馬の皮	8,729	T		16	牛・馬の皮	9,530	T	19	粉乳(粉ミルク)	4,361	T	30
粉乳(粉ミルク)	1,849	T		7	粉乳(粉ミルク)	2,614	T	12	牛肉	271	T	20
牛肉	72	T		5	牛肉	76	T	7	牛・馬の皮	7,780	T	18
羊毛	143	T		2	羊毛	88	T	1	羊毛	164	T	3
穀物等	—	—	—	194	—	—	—	211	—	—	—	223
小麦粉	289,910	T		80	小麦粉	290,029	T	79	小麦粉	255,375	T	77
即席麺	8,445	T		32	即席麺	9,091	T	36	即席麺	9,200	T	36
うどん・そうめん・そば	7,863	T		21	うどん・そうめん・そば	10,065	T	25	うどん・そうめん・そば	12,561	T	30
米(援助米除く)	634	T		3	米(援助米除く)	967	T	4	米(援助米除く)	940	T	5
野菜・果実等	—	—	—	160	—	—	—	173	—	—	—	212
りんご	17,099	T		53	りんご	18,761	T	57	りんご	25,728	T	80
ながいも	5,542	T		12	ながいも	6,903	T	18	ながいも	5,794	T	19
果汁	4,458	T		9	果汁	1,786	T	8	なし	2,092	T	9
なし	2,137	T		8	なし	1,356	T	5	果汁	1,374	T	7
うんしゅうみかん	4,907	T		5	うんしゅうみかん	2,710	T	4	うんしゅうみかん	4,557	T	6
その他農産物	—	—	—	651	—	—	—	705	—	—	—	798
たばこ	25,984	T		279	たばこ	24,860	T	273	たばこ	22,883	T	300
播種用の種等	1,931	T		101	播種用の種等	1,987	T	114	播種用の種等	2,012	T	116
配合調製飼料	19,913	T		46	配合調製飼料	27,307	T	64	配合調製飼料	26,290	T	68
ごま油	5,090	T		22	緑茶	1,576	T	31	緑茶	1,625	T	32
緑茶	1,096	T		21	ごま油	5,679	T	26	ごま油	5,771	T	26
林産物	—	—	—	92	—	—	—	90	—	—	—	104
製材加工材	—	—	—	15	木製建具及び建築用木工品	8,363	T	14	製材加工材	—	—	19
木製建具及び建築用木工品	8,191	T		15	製材加工材	—	—	14	木製建具及び建築用木工品	7,963	T	18
パーティクルボード	14,540	T		8	パーティクルボード	11,629	T	7	パーティクルボード	14,350	T	9
合板	611	千SM		5	合板	527	千SM	5	合板	587	千SM	6
丸太	21,987	CM		4	丸太	30,388	CM	4	丸太	19,331	CM	4
水産物	—	—	—	1,748	—	—	—	2,040	—	—	—	2,378
水産物(調製品除く)	—	—	—	1,312	—	—	—	1,540	—	—	—	1,765
真珠(天然・養殖)	20,932	KG		286	真珠(天然・養殖)	23,741	KG	315	真珠(天然・養殖)	27,771	KG	339
かつお・まぐろ類	104,846	T		164	さけ・ます	66,451	T	177	かつお・まぐろ類	103,433	T	230
さけ・ます	65,959	T		147	かつお・まぐろ類	77,902	T	150	さば	156,266	T	141
ホタテ貝	6,224	T		109	さば	179,861	T	126	さけ・ます	58,859	T	134
すけとうたら	62,054	T		78	すけとうたら	82,481	T	113	ホタテ貝	8,848	T	127
水産調製品	—	—	—	438	—	—	—	501	—	—	—	615
貝柱(調製品)	1,800	T		116	乾燥なまこ(調製)	273	T	126	乾燥なまこ(調製)	345	T	167
乾燥なまこ(調製)	230	T		79	貝柱(調製品)	1,457	T	104	貝柱(調製品)	1,470	T	101
練り製品(魚肉ソーセージ等)	7,396	T		47	練り製品(魚肉ソーセージ等)	7,762	T	53	練り製品(魚肉ソーセージ等)	8,445	T	59
あわび(調製)	50	T		29	あわび(調製)	42	T	29	あわび(調製)	69	T	55
かに調製品	1,421	T		9	焼きのり 味付けのり	300	T	9	焼きのり 味付けのり	566	T	12

T:トン、KG:キログラム、KL:キロリットル、SM:平方メートル、CM:立方メートル

農林水産物・食品の輸出実績の推移(内訳別)

分類	平成20年				平成21年				平成22年			
	品目	数量	単位	金額(億円)	品目	数量	単位	金額(億円)	品目	数量	単位	金額(億円)
農林水産物・食品計	—	—	—	5,078	—	—	—	4,454	—	—	—	4,920
農産物	—	—	—	2,883	—	—	—	2,637	—	—	—	2,865
加工食品	—	—	—	1,308	—	—	—	1,225	—	—	—	1,325
ソース混合調味料	37,331	T		185	ソース混合調味料	37,930	T	193	ソース混合調味料	41,664	T	212
アルコール飲料	45,216	KL		168	アルコール飲料	44,290	KL	154	アルコール飲料	49,591	KL	179
菓子(米菓を除く)	12,128	T		117	清涼飲料水	41,812	KL	101	清涼飲料水	47,971	KL	119
清涼飲料水	43,394	KL		109	菓子(米菓を除く)	9,569	T	95	菓子(米菓を除く)	9,864	T	101
スープ ブロス	6,312	T		47	スープ ブロス	6,242	T	45	スープ ブロス	6,756	T	48
畜産品	—	—	—	339	—	—	—	349	—	—	—	393
豚の皮	67,037	T		107	粉乳(粉ミルク)	8,856	T	124	粉乳(粉ミルク)	9,438	T	142
粉乳(粉ミルク)	4,036	T		48	豚の皮	70,623	T	61	豚の皮	69,079	T	60
牛肉	582	T		41	牛肉	565	T	38	牛肉	541	T	34
ゼラチン	3,358	T		23	ゼラチン	3,251	T	20	牛・馬の皮	14,000	T	21
牛・馬の皮	7,881	T		17	牛・馬の皮	17,907	T	19	ゼラチン	3,190	T	19
穀物等	—	—	—	245	—	—	—	195	—	—	—	210
小麦粉	187,040	T		83	小麦粉	185,403	T	54	小麦粉	196,183	T	59
即席麺	8,120	T		35	うどん・そうめん・そば	11,947	T	31	うどん・そうめん・そば	12,493	T	32
うどん・そうめん・そば	12,517	T		32	即席麺	6,190	T	29	即席麺	5,981	T	28
米(援助米除く)	1,294	T		6	米(援助米除く)	1,312	T	5	米(援助米除く)	1,898	T	7
野菜・果実等	—	—	—	205	—	—	—	164	—	—	—	173
りんご	25,163	T		74	りんご	20,929	T	54	りんご	21,075	T	64
ながいも	6,320	T		21	ながいも	6,071	T	18	ながいも	5,334	T	20
ナット調製品	1,810	T		13	ナット調製品	1,671	T	11	ナット調製品	1,879	T	12
きのこ(はらたけ属除く)	1,435	T		9	なし	1,683	T	7	果汁	1,832	T	8
なし	1,521	T		7	果汁	1,416	T	6	くり	1,747	T	6
その他農産物	—	—	—	784	—	—	—	702	—	—	—	761
たばこ	23,885	T		278	たばこ	23,170	T	266	たばこ	23,242	T	269
播種用の種等	1,882	T		108	播種用の種等	1,435	T	101	播種用の種等	1,577	T	107
配合調製飼料	25,262	T		66	配合調製飼料	19,231	T	52	植木等	—	—	62
植木等	—	—	—	52	植木等	—	—	45	配合調製飼料	22,537	T	61
インスタントコーヒー	3,778	T		47	緑茶	1,958	T	34	緑茶	2,232	T	42
林産物	—	—	—	118	—	—	—	93	—	—	—	106
製材加工材	—	—	—	27	製材加工材	—	—	22	製材加工材	—	—	28
木製建具及び建築用木工品	6,132	T		15	木製建具及び建築用木工品	4,505	T	10	木製建具及び建築用木工品	3,860	T	9
パーティクルボード	13,373	T		8	パーティクルボード	10,164	T	7	丸太	65,482	CM	9
丸太	48,265	CM		7	繊維板	9,439	T	6	植物性ろう	822	T	8
植物性ろう	701	T		7	植物性ろう	558	T	6	パーティクルボード	7,906	T	5
水産物	—	—	—	2,077	—	—	—	1,724	—	—	—	1,950
水産物(調製品除く)	—	—	—	1,560	—	—	—	1,238	—	—	—	1,357
真珠(天然・養殖)	26,460	KG		306	真珠(天然・養殖)	22,308	KG	177	さけ・ます	65,166	T	180
かつお・まぐろ類	82,495	T		196	ホタテ貝	12,452	T	143	真珠(天然・養殖)	21,462	KG	161
ホタテ貝	11,568	T		149	さけ・ます	55,587	T	131	かつお・まぐろ類	79,767	T	136
さば	133,098	T		148	かつお・まぐろ類	52,741	T	119	ホタテ貝	13,709	T	103
さけ・ます	45,128	T		103	すけとうたら	74,469	T	95	さば	120,416	T	101
水産調製品	—	—	—	520	—	—	—	488	—	—	—	595
乾燥なまこ(調製)	283	T		133	貝柱(調製品)	2,353	T	103	乾燥なまこ(調製)	209	T	128
貝柱(調製品)	1,654	T		82	乾燥なまこ(調製)	249	T	97	貝柱(調製品)	2,648	T	124
練り製品(魚肉ソーセージ等)	8,007	T		61	練り製品(魚肉ソーセージ等)	6,935	T	55	練り製品(魚肉ソーセージ等)	7,321	T	56
あわび(調製)	47	T		27	魚等缶詰	4,396	T	21	あわび(調製)	36	T	23
干しほり 焼きほり 味付けほり	715	T		17	あわび(調製)	32	T	18	魚等缶詰	3,591	T	17

T:トン、KG:キログラム、KL:キロリットル、SM:平方メートル、CM:立方メートル

農林水産物・食品の輸出実績の推移(内訳別)

分類	平成23年				平成24年				平成25年			
	品目	数量	単位	金額(億円)	品目	数量	単位	金額(億円)	品目	数量	単位	金額(億円)
農林水産物・食品計	—	—	—	4,511	—	—	—	4,497	—	—	—	5,505
農産物	—	—	—	2,652	—	—	—	2,680	—	—	—	3,136
加工食品	—	—	—	1,253	—	—	—	1,305	—	—	—	1,506
	ソース混合調味料	40,002	T	201	アルコール飲料	65,867	KL	207	アルコール飲料	77,197	KL	251
	アルコール飲料	56,497	KL	190	ソース混合調味料	38,525	T	195	ソース混合調味料	40,375	T	214
	清涼飲料水	43,253	KL	102	清涼飲料水	47,877	KL	121	清涼飲料水	50,555	KL	124
	菓子(米菓を除く)	8,379	T	88	菓子(米菓を除く)	8,870	T	94	菓子(米菓を除く)	9,725	T	111
	スープ ブロス	6,932	T	49	スープ ブロス	6,956	T	47	スープ ブロス	8,239	T	55
畜産品	—	—	—	306	—	—	—	293	—	—	—	382
	豚の皮	68,615	T	90	豚の皮	69,806	T	97	豚の皮	71,110	T	121
	粉乳(粉ミルク)	3,380	T	47	牛肉	863	T	51	牛肉	909	T	58
	牛肉	570	T	35	牛・馬の皮	12,836	T	23	牛・馬の皮	13,599	T	32
	牛・馬の皮	12,420	T	22	ゼラチン	3,347	T	20	ゼラチン	3,906	T	31
	ゼラチン	2,815	T	15	ラノリン	1,774	T	18	ラノリン	1,898	T	24
穀物等	—	—	—	187	—	—	—	196	—	—	—	224
	小麦粉	191,480	T	58	小麦粉	192,598	T	59	小麦粉	168,205	T	70
	うどん・そうめん・そば	11,728	T	30	うどん・そうめん・そば	10,810	T	28	即席麺	7,576	T	32
	即席麺	5,012	T	21	即席麺	5,862	T	25	うどん・そうめん・そば	10,424	T	29
	米(援助米除く)	2,129	T	7	米(援助米除く)	2,202	T	7	米(援助米除く)	3,121	T	10
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野菜・果実等	—	—	—	155	—	—	—	133	—	—	—	197
	りんご	18,205	T	65	りんご	9,107	T	33	りんご	19,431	T	72
	ながいも	5,035	T	15	ながいも	4,289	T	18	ながいも	5,714	T	19
	ナット調製品	1,658	T	11	ナット調製品	1,729	T	11	ナット調製品	1,955	T	14
	果汁	1,703	T	9	果汁	1,531	T	8	果汁	1,843	T	10
	うんしゅうみかん	2,582	T	4	なし	1,042	T	5	ぶどう	475	T	7
その他農産物	—	—	—	748	—	—	—	751	—	—	—	827
	たばこ	20,395	T	259	たばこ	18,910	T	249	たばこ	20,465	T	228
	播種用の種等	1,473	T	109	播種用の種等	1,437	T	94	播種用の種等	1,444	T	116
	植木等	—	—	67	植木等	—	—	82	植木等	—	—	94
	配合調製飼料	14,218	T	54	配合調製飼料	17,663	T	63	緑茶	2,942	T	66
	緑茶	2,387	T	47	緑茶	2,351	T	51	配合調製飼料	16,824	T	57
林産物	—	—	—	123	—	—	—	118	—	—	—	152
	製材加工材	—	—	27	製材加工材	—	—	25	丸太	264,715	CM	31
	丸太	100,134	CM	14	丸太	113,600	CM	14	製材	59,413	CM	27
	植物性ろう	724	T	7	植物性ろう	752	T	9	植物性ろう	726	T	8
	木製建具及び建築用木工品	2,637	T	7	木製建具及び建築用木工品	1,799	T	5	木製建具及び建築用木工品	2,090	T	7
	繊維板	5,484	T	5	繊維板	4,437	T	5	繊維板	6,089	T	6
水産物	—	—	—	1,736	—	—	—	1,698	—	—	—	2,216
水産物(調製品除く)	—	—	—	1,201	—	—	—	1,187	—	—	—	1,593
	真珠(天然・養殖)	19,007	KG	165	ホタテ貝	26,147	T	189	ホタテ貝	57,377	T	398
	かつお・まぐろ類	69,437	T	129	真珠(天然・養殖)	21,748	KG	165	真珠(天然・養殖)	23,238	KG	188
	ホタテ貝	10,255	T	113	かつお・まぐろ類	56,857	T	137	かつお・まぐろ類	74,182	T	174
	さば	97,765	T	88	さば	106,586	T	92	さば	113,170	T	120
	いか	39,904	T	79	ぶり	5,447	T	77	ぶり	6,467	T	87
水産調製品	—	—	—	537	—	—	—	513	—	—	—	623
	乾燥なまこ(調製)	195	T	118	貝柱(調製品)	2,965	T	122	貝柱(調製品)	3,986	T	163
	貝柱(調製品)	1,983	T	94	乾燥なまこ(調製)	219	T	106	乾燥なまこ(調製)	170	T	98
	練り製品(魚肉ソーセージ等)	7,071	T	51	練り製品(魚肉ソーセージ等)	7,095	T	51	練り製品(魚肉ソーセージ等)	7,983	T	59
	あわび(調製)	31	T	24	魚等缶詰	4,541	T	22	キャビア及びその代用物	932	T	23
	キャビア及びその代用物	668	T	14	キャビア及びその代用物	813	T	18	魚等缶詰	4,053	T	23

T:トン、KG:キログラム、KL:キロリットル、SM:平方メートル、CM:立方メートル

農林水産物・食品の輸出実績の推移(内訳別)

分類	平成26年				平成27年 ※			
	品目	数量	単位	金額(億円)	品目	数量	単位	金額(億円)
農林水産物・食品計	—	—	—	6,117	—	—	—	7,451
農産物	—	—	—	3,569	—	—	—	4,431
加工食品	—	—	—	1,763	—	—	—	2,221
アルコール飲料	87,796	KL	294	294	アルコール飲料	109,906	KL	390
ソース混合調味料	43,342	T	230	230	ソース混合調味料	48,894	T	264
清涼飲料水	72,136	KL	159	159	清涼飲料水	81,432	KL	197
菓子(米菓を除く)	12,426	T	148	148	菓子(米菓を除く)	13,484	T	177
スープ ブロス	9,262	T	59	59	スープ ブロス	11,042	T	70
畜産品	—	—	—	447	—	—	—	470
豚の皮	67,703	T	116	116	牛肉	1,611	T	110
牛肉	1,257	T	82	82	豚の皮	65,638	T	90
粉乳(粉ミルク)	2,573	T	36	36	粉乳(粉ミルク)	3,448	T	56
ラノリン	2,313	T	31	31	ゼラチン	3,670	T	32
ゼラチン	3,597	T	31	31	牛・馬の皮	8,738	T	25
穀物等	—	—	—	272	—	—	—	368
小麦粉	166,311	T	74	74	小麦粉	157,938	T	79
即席麺	7,075	T	35	35	即席麺	7,892	T	43
うどん・そうめん・そば	10,992	T	32	32	うどん・そうめん・そば	12,791	T	38
米(援助米除く)	4,516	T	14	14	米(援助米除く)	7,640	T	22
—	—	—	—	—	—	—	—	—
野菜・果実等	—	—	—	243	—	—	—	350
りんご	24,118	T	86	86	りんご	34,678	T	134
ながいも	5,777	T	24	24	ながいも等	7,114	T	26
ナット調製品	2,092	T	15	15	ナット調製品	2,545	T	20
果汁	3,012	T	13	13	果汁	4,041	T	16
ぶどう	549	T	9	9	ぶどう	913	T	15
その他農産物	—	—	—	845	—	—	—	1,022
たばこ	17,221	T	195	195	たばこ	17,528	T	236
播種用の種等	1,404	T	128	128	播種用の種等	1,289	T	151
植木等	—	—	81	81	緑茶	4,127	T	101
緑茶	3,516	T	78	78	配合調製飼料	23,421	T	83
配合調製飼料	21,357	T	72	72	植木等	—	—	76
林産物	—	—	—	211	—	—	—	263
丸太	521,222	CM	69	69	丸太	691,569	CM	94
製材	67,647	CM	32	32	製材	60,457	CM	33
木製建具及び建築用木工品	2,998	T	12	12	合板	3,328	千SM	22
植物性ろう	750	T	9	9	植物性ろう	654	T	9
繊維板	6,127	T	6	6	木製建具及び建築用木工品	2,403	T	9
水産物	—	—	—	2,337	—	—	—	2,757
水産物(調製品除く)	—	—	—	1,714	—	—	—	2,063
ホタテ貝	55,992	T	447	447	ホタテ貝	79,779	T	591
真珠(天然・養殖)	23,416	KG	245	245	真珠(天然・養殖)	26,863	KG	319
かつお・まぐろ類	63,490	T	158	158	さば	186,025	T	179
さば	105,906	T	115	115	ぶり	7,944	T	138
さけ・ます	37,870	T	114	114	かつお・まぐろ類	40,718	T	138
水産調製品	—	—	—	622	—	—	—	693
貝柱(調製品)	3,011	T	145	145	貝柱(調製品)	2,969	T	177
乾燥なまこ(調製)	181	T	104	104	乾燥なまこ(調製)	178	T	103
練り製品(魚肉ソーセージ等)	8,985	T	70	70	練り製品(魚肉ソーセージ等)	10,188	T	82
キャビア及びその代用物	991	T	23	23	キャビア及びその代用物	1,002	T	27
魚等缶詰	4,052	T	23	23	あわび(調製)	28	T	24

T:トン、KG:キログラム、KL:キロリットル、SM:平方メートル、CM:立方メートル

【農業】

平成28年3月22日

塩酸ラクトパミン及び肥育ホルモンの使用状況

農林水産省  
厚生労働省

物質名	日本	米国	カナダ	豪州	EU	中国	ロシア
塩酸ラクトパミン	指定されたも のがなく、使 用されていない	使用	使用	使用	禁止	禁止	不明
肥育ホルモン剤 (天然型:エストラジオール、 プロゲステロン、テストステ ロン) (合成型:ゼラノール、酢酸ト レンボロン、酢酸メレンゲス テロール)	承認されたも のがなく、使 用されていない	使用	使用	使用	禁止	不明	不明

諸外国における肥育ホルモンの残留基準(牛)

合成型ホルモン

単位: mg/kg (ppm)

	日本	米国	カナダ	EU	豪州	Codex	
残留基準値	ゼラノール エストラジオールの合成型	牛(筋肉):0.002 牛(脂肪):0.002 牛(肝臓):0.01 牛(腎臓):0.02 牛(その他の食用部分):0.02	牛(食用部分): 基準値必要なし	牛(筋肉):0.002 牛(肝臓):0.01	-	牛(筋肉):0.005 牛(内臓):0.02	牛(筋肉):0.002 牛(肝臓):0.01
	酢酸トレンボロン テストステロンの合成型	牛(筋肉):0.002 牛(脂肪):0.002 牛(肝臓):0.01 牛(腎臓):0.01 牛(その他の食用部分):0.01	牛(食用部分): 基準値必要なし	牛(筋肉):0.002 牛(肝臓):0.01	-	牛(筋肉):0.002 牛(内臓):0.01	牛(筋肉):0.002 牛(肝臓):0.01
	酢酸メレンゲステロール プロゲステロンの合成型	牛(筋肉):0.03 牛(脂肪):0.03 牛(肝臓):0.03 牛(腎臓):0.03 牛(その他の食用部分):0.03	牛(脂肪):0.025	牛(脂肪):0.014 牛(肝臓):0.006	-	基準値なし	牛(筋肉):0.001 牛(脂肪):0.018 牛(肝臓):0.01 牛(腎臓):0.002

天然型ホルモン

単位: mg/kg (ppm)

	日本	米国	カナダ	EU	豪州	Codex	
残留基準値	エストラジオール 卵胞ホルモン	基準値なし(食品において自然に含まれる量を超えてはならない。)	自然に含まれる量に以下の値を加えた量を超えてはならない。 牛(筋肉):0.00012 牛(脂肪):0.00048 牛(肝臓):0.00024 牛(腎臓):0.00036	基準値必要なし	-	基準値必要なし	基準値必要なし
	プロゲステロン 黄体ホルモン	基準値なし(食品において自然に含まれる量を超えてはならない。)	自然に含まれる量に以下の値を加えた量を超えてはならない。 牛(筋肉):0.005 牛(脂肪):0.03 牛(肝臓):0.015 牛(腎臓):0.03	基準値必要なし	-	基準値必要なし	基準値必要なし
	テストステロン 男性ホルモン	基準値なし(食品において自然に含まれる量を超えてはならない。)	自然に含まれる量に以下の値を加えた量を超えてはならない。 牛(筋肉):0.00064 牛(脂肪):0.0026 牛(肝臓):0.0013 牛(腎臓):0.0019	基準値必要なし	-	基準値必要なし	基準値必要なし

※ 中国、ロシアにおける残留基準については把握していない。

諸外国における肥育ホルモンの残留基準(豚)

合成型ホルモン

単位: mg/kg (ppm)

	日本	米国	カナダ	EU	豪州	Codex
残留基準値	ゼラノール エストラジオールの合成型	豚(筋肉):0.002 豚(脂肪):0.002 豚(肝臓):0.002 豚(腎臓):0.002 豚(その他の食用部分):0.002	-	-	-	-
	酢酸トレンボロン テストステロンの合成型	豚(筋肉):ND <sup>注)</sup> 豚(脂肪):ND 豚(肝臓):ND 豚(腎臓):ND 豚(その他の食用部分):ND	-	-	-	-
	酢酸メレンゲステロール プロゲステロンの合成型	基準値なし	-	-	-	-

注) 検出限界: 0.002 mg/kg

天然型ホルモン

単位: mg/kg (ppm)

	日本	米国	カナダ	EU	豪州	Codex
残留基準値	エストラジオール 卵胞ホルモン	基準値なし(食品において自然に含まれる量を超えてはならない。)	自然に含まれる量を超えてはならない。	-	-	基準値必要なし
	プロゲステロン 黄体ホルモン	基準値なし(食品において自然に含まれる量を超えてはならない。)	自然に含まれる量を超えてはならない。	-	-	基準値必要なし
	テストステロン 男性ホルモン	基準値なし(食品において自然に含まれる量を超えてはならない。)	自然に含まれる量を超えてはならない。	-	-	基準値必要なし

※ 中国、ロシアにおける残留基準については把握していない。

# 食品中の塩酸ラクトパミンの残留基準の国際比較

食品	残留基準 (ppm)					
	日本	コーデックス <sup>2</sup>	米国	カナダ	豪州	EU
牛の筋肉	0.01	0.01	0.03	0.01	—	—
牛の脂肪	0.01	0.01	—	—	—	—
牛の肝臓	0.04	0.04	0.09	0.04	—	—
牛の腎臓	0.09	0.09	—	0.09	—	—
牛の食用部分 <sup>1</sup>	0.04	—	—	—	—	—
豚の筋肉	0.01	0.01	0.05	0.01	0.05	—
豚の脂肪	0.01	0.01	—	—	0.05	—
豚の肝臓	0.04	0.04	0.15	0.04	0.2	—
豚の腎臓	0.09	0.09	—	0.09	0.2	—
豚の食用部分 <sup>1</sup>	0.04	—	—	—	—	—

1 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

2 コーデックス委員会は、FAOとWHOにより設置された政府間機関で、国際的な食品規格の策定等を行っている。

※ 中国、ロシアにおける残留基準については把握していない。

## 農林水産物・食品の輸出実績の推移(輸出金額上位10品目)

(金額:億円)

順位	平成17年			
	品目	数量	単位	金額
1	真珠(天然・養殖)	20,932	KG	286
2	たばこ	25,984	T	279
3	ソース混合調味料	37,409	T	171
4	かつお・まぐろ類	104,846	T	164
5	さけ・ます	65,959	T	147
6	アルコール飲料	36,787	KL	118
7	貝柱(調製品)	1,800	T	116
8	ホタテ貝	6,224	T	109
9	播種用の種等	1,931	T	101
10	菓子(米菓を除く)	10,509	T	90

順位	平成18年			
	品目	数量	単位	金額
1	真珠(天然・養殖)	23,741	KG	315
2	たばこ	24,860	T	273
3	ソース混合調味料	40,422	T	184
4	さけ・ます	66,451	T	177
5	かつお・まぐろ類	77,902	T	150
6	アルコール飲料	47,024	KL	140
7	さば	179,861	T	126
8	乾燥なまこ(調製)	273	T	126
9	播種用の種等	1,987	T	114
10	すけとうたら	82,481	T	113

順位	平成19年			
	品目	数量	単位	金額
1	真珠(天然・養殖)	27,771	KG	339
2	たばこ	22,883	T	300
3	かつお・まぐろ類	103,433	T	230
4	ソース混合調味料	42,347	T	192
5	乾燥なまこ(調製)	345	T	167
6	アルコール飲料	44,607	KL	157
7	さば	156,266	T	141
8	さけ・ます	58,859	T	134
9	ホタテ貝	8,848	T	127
10	すけとうたら	79,624	T	123

(金額:億円)

順位	平成20年			
	品目	数量	単位	金額
1	真珠(天然・養殖)	26,460	KG	306
2	たばこ	23,885	T	278
3	かつお・まぐろ類	82,495	T	196
4	ソース混合調味料	37,331	T	185
5	アルコール飲料	45,216	KL	168
6	ホタテ貝	11,568	T	149
7	さば	133,098	T	148
8	乾燥なまこ(調製)	283	T	133
9	菓子(米菓を除く)	12,128	T	117
10	清涼飲料水	43,394	KL	109

順位	平成21年			
	品目	数量	単位	金額
1	たばこ	23,170	T	266
2	ソース混合調味料	37,930	T	193
3	真珠(天然・養殖)	22,308	KG	177
4	アルコール飲料	44,290	KL	154
5	ホタテ貝	12,452	T	143
6	さけ・ます	55,587	T	131
7	粉乳(粉ミルク)	8,856	T	124
8	かつお・まぐろ類	52,741	T	119
9	貝柱(調製品)	2,353	T	103
10	播種用の種等	1,435	T	101

順位	平成22年			
	品目	数量	単位	金額
1	たばこ	23,242	T	269
2	ソース混合調味料	41,664	T	212
3	さけ・ます	65,166	T	180
4	アルコール飲料	49,591	KL	179
5	真珠(天然・養殖)	21,462	KG	161
6	粉乳(粉ミルク)	9,438	T	142
7	かつお・まぐろ類	79,767	T	136
8	乾燥なまこ(調製)	209	T	128
9	貝柱(調製品)	2,648	T	124
10	清涼飲料水	47,971	KL	119

(金額:億円)

順位	平成23年			
	品目	数量	単位	金額
1	たばこ	20,395	T	259
2	ソース混合調味料	40,002	T	201
3	アルコール飲料	56,497	KL	190
4	真珠(天然・養殖)	19,007	KG	165
5	かつお・まぐろ類	69,437	T	129
6	乾燥なまこ(調製)	195	T	118
7	ホタテ貝	10,255	T	113
8	播種用の種等	1,473	T	109
9	清涼飲料水	43,253	KL	102
10	貝柱(調製品)	1,983	T	94

順位	平成24年			
	品目	数量	単位	金額
1	たばこ	18,910	T	249
2	アルコール飲料	65,867	KL	207
3	ソース混合調味料	38,525	T	195
4	ホタテ貝	26,147	T	189
5	真珠(天然・養殖)	21,748	KG	165
6	かつお・まぐろ類	56,857	T	137
7	貝柱(調製品)	2,965	T	122
8	清涼飲料水	47,877	KL	121
9	乾燥なまこ(調製)	219	T	106
10	豚の皮	69,806	T	97

順位	平成25年			
	品目	数量	単位	金額
1	ホタテ貝	57,377	T	398
2	アルコール飲料	77,197	KL	251
3	たばこ	20,465	T	228
4	ソース混合調味料	40,375	T	214
5	真珠(天然・養殖)	23,238	KG	188
6	かつお・まぐろ類	74,182	T	174
7	貝柱(調製品)	3,986	T	163
8	清涼飲料水	50,555	KL	124
9	豚の皮	71,110	T	121
10	さば	113,170	T	120

(金額:億円)

順位	平成26年			
	品目	数量	単位	金額
1	ホタテ貝	55,992	T	447
2	アルコール飲料	87,796	KL	294
3	真珠(天然・養殖)	23,416	KG	245
4	ソース混合調味料	43,342	T	230
5	たばこ	17,221	T	195
6	清涼飲料水	72,136	KL	159
7	かつお・まぐろ類	63,490	T	158
8	菓子(米菓を除く)	12,426	T	148
9	貝柱(調製品)	3,011	T	145
10	播種用の種等	1,404	T	128

順位	平成27年			
	品目	数量	単位	金額
1	ホタテ貝	79,779	T	591
2	アルコール飲料	109,906	KL	390
3	真珠(天然・養殖)	26,863	KG	319
4	ソース混合調味料	48,894	T	264
5	たばこ	17,528	T	236
6	清涼飲料水	81,432	KL	197
7	さば	186,025	T	179
8	貝柱(調製品)	2,969	T	177
9	菓子(米菓を除く)	13,484	T	177
10	播種用の種等	1,289	T	151

数量単位……T:トン、KG:キログラム、KL:キロリットル

※ソース混合調味料……ソース、たれ、ドレッシング、カレールー等。

## 日本と米国の農林水産物貿易実績

(単位：億円)

	2000	2010	2015
輸出額	668	686	1,071
輸入額	18,710	14,728	18,696

(出典) 貿易統計

## 【農林水産省国際部海外投資・協カグループ】

### 米国の穀物メジャーについて（概要）

#### 1. カーギル

本 社：アメリカ・ミネソタ州

売り上げ：1,204 億ドル（2015 年）

主な分野：穀物、飼料、畜産物、エネルギー

#### 2. ADM

本 社：アメリカ・イリノイ州

売り上げ：812 億ドル（2014 年）

主な分野：食料、飼料、バイオ燃料

#### 3. ブンゲ

本 社：アメリカ・ニューヨーク州

売り上げ：572 億ドル（2014 年）

主な分野：食料、砂糖、バイオ燃料、肥料

（米国の穀物メジャーのホームページ）

カーギル <http://www.cargill.com/>

ADM <http://adm.com/>

ブンゲ <http://www.bunge.com/>

## 世界の主要農薬企業の農薬売上高（2013年）

順位	社名	国名	金額 (億円) <sup>注</sup>	シェア (%)
1	シンジェンタ	スイス	11,185	19
2	バイエルクロップ サイエンス	ドイツ	10,210	17
3	BASF	ドイツ	6,803	11
4	ダウアグロ サイエンス	米国	5,413	9
5	モンサント	米国	4,708	8
6	デュポン	米国	3,487	6
7	アダマ	イスラエル	2,818	5
8	ニューファム	豪州	2,251	4
9	FMC	米国	2,103	4
10	住友化学	日本	1,980	3

注： 通常の農薬売上高（農業バイテク製品は含まれない。）、1ドル=98円で換算  
出典：「世界化学工業白書2015」（株）化学工業日報社、2015年）

（米国の農薬メーカーHP）

ダウ アグロサイエンス <http://www.dowagro.com/>

モンサント <http://www.monsanto.com/>

デュポン <http://www.dupont.com/>

FMC <http://www.fmc.com/>

平成28年3月24日  
農林水産省大臣官房政策課

食料・農業・農村基本計画の改定が必要となる箇所の一覧

TPPの影響については、今後とも国内対策の効果を慎重に見極めていく必要があるが、現時点で食料自給率目標を含む基本計画そのものを見直さなければならないというものではないと考えている。

平成28年3月25日  
農 林 水 産 省

## 特定の対策に充てられている関税、マークアップ等

### 1 牛肉関税

「肉用子牛生産安定等特別措置法」において、牛肉に係る関税の収入は、予算で定めるところにより、肉用子牛等対策費の財源に充てるものとする規定。

### 2 麦のマークアップ

麦のマークアップは、「特別会計に関する法律」に基づき、食糧管理勘定の歳入となる。

同法に基づき、経営所得安定対策の交付金の財源に充てるため、予算で定める金額を、毎会計年度、食糧管理勘定から農業経営安定勘定に繰り入れることとされている。

### 3 乳製品のマークアップ

「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」において、(独)農畜産業振興機構は、乳製品の輸入者等からマークアップを徴収するとともに、加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う旨を規定。

### 4 砂糖及びでん粉の調整金

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」において、(独)農畜産業振興機構は、粗糖の輸入者等から調整金を徴収するとともに、甘味資源作物の生産者、国内産糖工場等に対して交付金を交付する旨を規定。

農林水産物・食品の輸出金額上位10品目の輸出額全体に占める割合  
及び  
生鮮農産物のうち輸出上位1品目

年	輸出金額上位10品目の 輸出額全体に占める割合	生鮮農産物のうち 輸出上位1品目
平成17年	39.5%	りんご
18年	38.3%	りんご
19年	37.0%	りんご
20年	35.2%	りんご
21年	33.9%	りんご
22年	33.5%	りんご
23年	32.8%	りんご
24年	35.3%	牛肉
25年	36.0%	りんご
26年	35.1%	りんご
27年	36.0%	りんご

# TPP参加国への農林水産物・食品の輸出額と主な輸出品目

(金額:億円)

TPP参加国	平成17年	
	輸出額	主な輸出品目
米国	718	真珠、ホタテ貝、ソース混合調味料
カナダ	42	うんしゅうみかん、ひらめ・かれい、アルコール飲料
メキシコ	3	メントール、魚粉、かつお・まぐろ類
ペルー	3	いか、さめ、さば
チリ	9	配合飼料、播種用の種、魚粉
ベトナム	37	小麦粉、製材加工材、たばこ
シンガポール	86	たばこ、小麦粉、ソース混合調味料
マレーシア	34	アルコール飲料、ソース混合調味料、真珠
ブルネイ	0.1	菓子(米菓を除く)、配合飼料、さば
ニュージーランド	35	たら、播種用の種等、いか
豪州	46	ソース混合調味料、ホタテ貝、インスタントコーヒー
TPP参加国計	1,014	

平成18年	
輸出額	主な輸出品目
789	真珠、ソース混合調味料、ホタテ貝
44	アルコール飲料、ごま油、ソース混合調味料
6	メントール、ソース混合調味料、魚粉
3	いか、さめ、さば
8	配合飼料、播種用の種等、魚粉
45	小麦粉、製材加工材、播種用の種等
99	小麦粉、たばこ、菓子(米菓を除く)
37	アルコール飲料、ソース混合調味料、かつお・まぐろ類
0.2	菓子(米菓を除く)、さば、配合飼料
33	たら、播種用の種等、ココアペースト
49	ソース混合調味料、ホタテ貝、真珠
1,113	

平成19年	
輸出額	主な輸出品目
859	真珠、ホタテ貝、アルコール飲料
54	うんしゅうみかん、アルコール飲料、ひらめ・かれい
6	メントール、ソース混合調味料、かつお・まぐろ類
7	いか、さめ、えび
8	配合飼料、播種用の種等、魚粉
75	かつお・まぐろ類、小麦粉、牛肉
117	たばこ、小麦粉、アルコール飲料
43	アルコール飲料、羊毛、ソース混合調味料
0.1	菓子(米菓を除く)、配合飼料、さば
32	たら、播種用の種等、ソース混合調味料
55	ソース混合調味料、ホタテ貝、アルコール飲料
1,257	

(金額:億円)

TPP参加国	平成20年	
	輸出額	主な輸出品目
米国	836	ホタテ貝、真珠、アルコール飲料
カナダ	57	ひらめ・かれい、ソース混合調味料、アルコール飲料
メキシコ	5	メントール、ソース混合調味料、ごま油
ペルー	12	いか、さめ、播種用の種等
チリ	4	播種用の種等、配合飼料、アルコール飲料
ベトナム	126	牛肉、豚の皮、さば
シンガポール	127	小麦粉、たばこ、アルコール飲料
マレーシア	48	さば、アルコール飲料、羊毛
ブルネイ	0.3	さば、菓子(米菓を除く)、配合飼料
ニュージーランド	31	たら、播種用の種等、ソース混合調味料
豪州	57	ソース混合調味料、ホタテ貝、清涼飲料水
TPP参加国計	1,305	

平成21年	
輸出額	主な輸出品目
731	ホタテ貝、ぶり、ソース混合調味料
45	ソース混合調味料、アルコール飲料、緑茶
3	メントール、ソース混合調味料、配合飼料
9	いか、かつお・まぐろ類、さめ
6	播種用の種等、アルコール飲料、魚粉
119	牛肉、植木等、鶏肉
124	たばこ、小麦粉、アルコール飲料
40	アルコール飲料、ソース混合調味料、羊毛
0.4	さば、菓子(米菓を除く)、配合飼料
26	たら、播種用の種等、ソース混合調味料
55	ソース混合調味料、ホタテ貝、清涼飲料水
1,159	

平成22年	
輸出額	主な輸出品目
686	ぶり、ソース混合調味料、アルコール飲料
46	ごま油、ソース混合調味料、アルコール飲料
4	メントール、ゼラチン、ソース混合調味料
8	いか、さめ、播種用の種等
10	播種用の種等、魚粉、アルコール飲料
155	植木等、牛肉、いか
138	たばこ、アルコール飲料、ソース混合調味料
47	さば、アルコール飲料、ソース混合調味料
0.5	さば、菓子(米菓を除く)、配合飼料
25	たら、播種用の種等、ソース混合調味料
53	ソース混合調味料、アルコール飲料、醤油
1,173	

(金額:億円)

TPP参加国	平成23年	
	輸出額	主な輸出品目
米国	666	ぶり、ソース混合調味料、アルコール飲料
カナダ	43	緑茶、アルコール飲料、ソース混合調味料
メキシコ	7	かつお・まぐろ類、メントール、ゼラチン
ペルー	7	いか、さめ、播種用の種等
チリ	8	播種用の種等、魚粉、メントール
ベトナム	196	いか、植木等、ホタテ貝
シンガポール	141	アルコール飲料、たばこ、小麦粉
マレーシア	50	さば、アルコール飲料、清涼飲料水
ブルネイ	1	菓子(米菓を除く)、配合飼料、鶏糞等
ニュージーランド	24	たら、播種用の種等、いか
豪州	59	ソース混合調味料、清涼飲料水、アルコール飲料
TPP参加国計	1,201	

平成24年	
輸出額	主な輸出品目
688	ぶり、ホタテ貝、アルコール飲料
46	ソース混合調味料、アルコール飲料、ごま油
6	メントール、ゼラチン、ソース混合調味料
4	いか、播種用の種等、さめ
8	メントール、たら、播種用の種等
215	植木等、いか、さば
145	アルコール飲料、小麦粉、ソース混合調味料
52	さば、アルコール飲料、清涼飲料水
1	菓子(米菓を除く)、さば、配合飼料
27	たら、ソース混合調味料、播種用の種等
65	ソース混合調味料、清涼飲料水、ホタテ貝
1,258	

平成25年	
輸出額	主な輸出品目
819	ホタテ貝、ぶり、アルコール飲料
61	ゼラチン、ごま油、アルコール飲料
10	メントール、ゼラチン、ソース混合調味料
3	播種用の種等、さめ、いか
8	メントール、播種用の種等、魚油(肝油除く)
293	ホタテ貝、植木等、いか
164	アルコール飲料、小麦粉、ソース混合調味料
62	さば、アルコール飲料、ソース混合調味料
1	さば、菓子(米菓を除く)、配合飼料
31	たら、いか、ソース混合調味料
80	ソース混合調味料、ホタテ貝、清涼飲料水
1,531	

(金額:億円)

TPP参加国	平成26年	
	輸出額	主な輸出品目
米国	932	ホタテ貝、ぶり、アルコール飲料
カナダ	74	ごま油、ゼラチン、アルコール飲料
メキシコ	8	メントール、かつお・まぐろ類、ソース混合調味料
ペルー	2	播種用の種等、さめ、いか
チリ	7	魚油(肝油除く)、播種用の種等、メントール
ベトナム	292	ホタテ貝、植木等、さば
シンガポール	189	アルコール飲料、小麦粉、ソース混合調味料
マレーシア	68	さば、アルコール飲料、ソース混合調味料
ブルネイ	1	さば、菓子(米菓を除く)、配合飼料
ニュージーランド	27	たら、ソース混合調味料、アルコール飲料
豪州	94	清涼飲料水、ソース混合調味料、アルコール飲料
TPP参加国計	1,696	

平成27年	
輸出額	主な輸出品目
1,071	ホタテ貝、ぶり、アルコール飲料
81	アルコール飲料、ソース混合調味料、さば
14	メントール、さば、アルコール飲料
3	播種用の種等、さめ、いか
13	メントール、魚油(肝油除く)、播種用の種等
345	ホタテ貝、粉乳、さば、さけ・ます
223	アルコール飲料、小麦粉、ソース混合調味料
83	いわし、さば、アルコール飲料
1	さば、菓子(米菓を除く)、配合飼料
27	たら、ソース混合調味料、アルコール飲料
121	清涼飲料水、ソース混合調味料、アルコール飲料
1,983	

※ソース混合調味料:  
ソース、たれ、ドレッシング、カレールー等。

※メントール:  
ハッカから抽出される成分で、チューインガムや歯磨き等に使用。

※ゼラチン:  
牛や豚の皮や骨から抽出されるたんぱく質で、ゼリー等に使用。

農林水産物・食品の輸入金額上位10品目の輸入額全体に占める割合  
及び  
生鮮農産物のうち輸入上位1品目

年	輸入金額上位10品目の 輸入額全体に占める割合	生鮮農産物のうち 輸入上位1品目
平成17年	36.3%	豚肉
18年	35.4%	豚肉
19年	35.5%	豚肉
20年	37.3%	豚肉
21年	36.4%	豚肉
22年	35.5%	豚肉
23年	36.4%	豚肉
24年	34.9%	豚肉
25年	34.3%	豚肉
26年	33.6%	豚肉
27年	33.2%	豚肉

# TPP参加国からの農林水産物・食品の輸入額と主な輸入品目

(金額: 億円)

TPP参加国	平成17年	
	輸入額	主な輸入品目
米国	17,358	たばこ、とうもろこし、豚肉
カナダ	4,952	製材加工材、豚肉、菜種(採油用)
メキシコ	613	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、かつお・まぐろ類
ペルー	193	魚粉、コーヒー生豆、生鮮野菜(アスパラガス等)
チリ	1,983	さけ・ます、豚肉、木材チップ
ベトナム	1,201	えび、えび調製品、木材チップ
シンガポール	325	かつお・まぐろ類、カカオ脂、ココア調製品
マレーシア	2,062	合板、パーム油、丸太
ブルネイ	-	-
ニュージーランド	1,793	ナチュラルチーズ、生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、牛肉
豪州	6,048	牛肉、木材チップ、牛の臓器・舌
<b>TPP参加国計</b>	<b>36,528</b>	

平成18年	
輸入額	主な輸入品目
17,728	たばこ、とうもろこし、豚肉
4,929	製材加工材、豚肉、菜種(採油用)
652	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、かつお・まぐろ類
284	魚粉、コーヒー生豆、生鮮野菜(アスパラガス等)
2,159	さけ・ます、木材チップ、豚肉
1,348	えび、えび調製品(気密以外)、木材チップ
380	ココア調製品、カカオ脂、クッキー・ビスケット・クラッカー
2,710	合板、パーム油
0	ソース、部分的発酵米、木製建築及び建設用木工品
1,756	ナチュラルチーズ、生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、牛肉
6,206	牛肉、木材チップ、小麦
<b>38,150</b>	

平成19年	
輸入額	主な輸入品目
19,653	とうもろこし、たばこ、大豆
5,238	菜種(採油用)、製材加工材、豚肉
742	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、かつお・まぐろ類
284	魚粉、いか、魚油(肝油除く)
2,233	さけ・ます、木材チップ、豚肉
1,353	えび、木材チップ、えび調製品
448	ココア調製品、カカオ脂、クッキー・ビスケット・クラッカー
2,778	合板、パーム油、丸太
0	かつお・まぐろ類
1,904	ナチュラルチーズ、生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、牛肉
6,522	牛肉、木材チップ、ナチュラルチーズ
<b>41,155</b>	

(金額: 億円)

TPP参加国	平成20年	
	輸入額	主な輸入品目
米国	21,940	とうもろこし、小麦、たばこ
カナダ	6,177	菜種(採油用)、豚肉、製材加工材
メキシコ	783	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、牛肉
ペルー	239	魚粉、いか、コーヒー生豆
チリ	2,087	さけ・ます、木材チップ、豚肉
ベトナム	1,401	えび、木材チップ、コーヒー生豆
シンガポール	526	カカオ脂、ココア調製品、チョコレート菓子
マレーシア	2,716	合板、パーム油、丸太
ブルネイ	0	かつお・まぐろ類
ニュージーランド	1,859	ナチュラルチーズ、生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、牛肉
豪州	6,479	牛肉、木材チップ、小麦
<b>TPP参加国計</b>	<b>44,209</b>	

平成21年	
輸入額	主な輸入品目
14,753	とうもろこし、豚肉、大豆
4,127	豚肉、菜種(採油用)、製材加工材
628	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、牛肉
185	魚粉、魚油(肝油除く)、生鮮野菜(アスパラガス等)
1,956	さけ・ます、チップ、豚肉
1,112	えび、チップ、えび調製品(気密以外)
402	ココア調製品、カカオ脂、ココアペースト
1,777	合板、パーム油、カカオ脂
-	-
1,429	生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、ナチュラルチーズ、牛肉
4,643	牛肉、チップ、ナチュラルチーズ
<b>31,012</b>	

平成22年	
輸入額	主な輸入品目
14,728	とうもろこし、豚肉、大豆
4,507	豚肉、菜種(採油用)、製材加工材
641	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、生鮮野菜(かぼちゃ等)
253	魚粉、コーヒー生豆、生鮮野菜(アスパラガス等)
1,982	さけ・ます、木材チップ、豚肉
1,211	えび、木材チップ、えび調製品(気密以外)
463	たばこ、加糖調製食料品、ココア調製品
1,952	合板、パーム油、丸太
0	その他の採油用の種 果実
1,563	生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、ナチュラルチーズ、牛肉
4,906	牛肉、木材チップ、ナチュラルチーズ
<b>32,205</b>	

(金額: 億円)

TPP参加国	平成23年	
	輸入額	主な輸入品目
米国	16,222	とうもろこし、豚肉、小麦
カナダ	5,033	菜種(採油用)、豚肉、製材加工材
メキシコ	727	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、かつお・まぐろ類
ペルー	214	魚粉、コーヒー生豆、いか
チリ	2,323	さけ・ます、木材チップ、豚肉
ベトナム	1,367	えび、木材チップ、えび調製品(気密以外)
シンガポール	551	たばこ、加糖調製食料品、ココア調製品
マレーシア	2,425	合板、パーム油、パーム核油
ブルネイ	0	木製の小像その他の装飾品
ニュージーランド	1,659	生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、ナチュラルチーズ、牛肉
豪州	4,995	牛肉(くず肉含む)、木材チップ、小麦
<b>TPP参加国計</b>	<b>35,517</b>	

平成24年	
輸入額	主な輸入品目
15,354	とうもろこし、豚肉、小麦
5,120	菜種(採油用)、豚肉、製材加工材
792	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、生鮮野菜(かぼちゃ等)
250	魚粉、魚油(肝油除く)、冷凍野菜(ばいしよ等)
2,350	さけ・ます、木材チップ、豚肉
1,462	えび、木材チップ、コーヒー豆(生豆)
560	たばこ、加糖調製食料品、ココア調製品
2,242	合板、パーム油、たばこ
-	-
1,729	生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、ナチュラルチーズ、牛肉
4,797	牛肉、木材チップ、小麦
<b>34,655</b>	

平成25年	
輸入額	主な輸入品目
16,334	とうもろこし、豚肉、小麦
5,909	菜種(採油用)、製材加工材、豚肉
966	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、牛肉
234	魚粉、いか、生鮮野菜(アスパラガス等)
2,381	さけ・ます、木材チップ、アルコール飲料
1,925	えび、木材チップ、えび調製品(気密以外)
623	たばこ、加糖調製食料品、ココア調製品
2,342	合板、パーム油、たばこ
0	えび、いとり(すり身)
1,896	ナチュラルチーズ、生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、牛肉
5,084	牛肉、木材チップ、ナチュラルチーズ
<b>37,893</b>	

(金額: 億円)

TPP参加国	平成26年	
	輸入額	主な輸入品目
米国	18,505	とうもろこし、豚肉、大豆
カナダ	5,777	菜種、製材加工材、豚肉
メキシコ	1,044	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、かつお・まぐろ類
ペルー	279	魚粉、魚油(肝油除く)、いか
チリ	2,664	さけ・ます、木材チップ、アルコール飲料
ベトナム	2,282	えび、木材チップ、えび調製品(気密以外)
シンガポール	737	たばこ、加糖調製食料品、カカオ脂
マレーシア	2,484	合板、パーム油、カカオ脂
ブルネイ	1	えび、製材加工材
ニュージーランド	2,070	ナチュラルチーズ、生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、乾燥果
豪州	5,021	牛肉、木材チップ、ナチュラルチーズ
<b>TPP参加国計</b>	<b>40,865</b>	

平成27年	
輸入額	主な輸入品目
18,696	とうもろこし、大豆、豚肉
5,756	菜種、豚肉、製材
1,170	豚肉、生鮮・乾燥果実(アボガド等)、かつお・まぐろ類
197	魚粉、冷凍果実(パイナップル等)、いか
2,541	さけ・ます、木材チップ、アルコール飲料
2,598	木材チップ、えび、えび調製品(気密以外)
688	たばこ、加糖調製食料品、ココア調製品
2,402	合板、パーム油、カカオ脂
0	えび
2,058	生鮮・乾燥果実(キウイフルーツ等)、ナチュラルチーズ、乾燥果
5,459	牛肉、木材チップ、ナチュラルチーズ
<b>41,566</b>	

## 清涼飲料水の内訳と輸出先（平成 27 年）

### ○ 清涼飲料水の輸出先（平成 27 年）

輸出先	輸出額(億円)
アラブ首長国連邦	54
香港	32
米国	24
豪州	20
中国	17
その他	50
計	197

注：内訳は、炭酸飲料、スポーツドリンク、茶飲料などとみられる（統計上の分類なし）。

## 【農林水産省大臣官房政策課】

平成28年3月28日

農林水産省大臣官房政策課

### 食料・農業・農村基本計画の改定が必要となる箇所の一覧

TPPの影響については、今回の試算では、交渉で獲得した措置とともに、体質強化対策や経営安定対策などの国内対策により、国内生産量が維持されると見込んでおり、今後とも国内対策の効果を慎重に見極めていく必要があるが、現時点で食料自給率目標を含む基本計画そのものを見直さなければならないというものではないと考えている。

【農林水産省政策統括官付農産企画課】

3月24日会議における要求事項の【追加資料】

④ その他

- ・「国別枠の設定に伴い、備蓄の期間を5年から3年にするようだが、基本的な考え方として、回転備蓄なのか棚上げなのか」
- ・「平成30年産以降、国内産を作り放題になる中で、こうした対応をしても意味がないのではないか。どのような政策により、コメの需給の調整を行うのか」

とのご質問については、別添の質疑内容のとおり

【農林水産省政策統括官付農産企画課】

平成27年12月9日 参議院・農林水産委員会議事録（抜粋）

○徳永エリ委員

TPP関連政策大綱では、米について、国別枠の輸入の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れるとしています。

原則五年の保管期間を三年程度に短縮するということですが、この見直しについて具体的に改めて御説明をいただきたいということと、それと、これまでは非主食用米として、五年たったら援助米や加工用米そして飼料米として販売するというものでしたけれども、この鮮度がという部分が気になるんですが、主食用に回るといことも考えられるということなんでしょうか。

○大臣政務官（佐藤英道君）

御指摘のとおり、現行の政府備蓄制度は、米穀の生産量の減少によりましてその供給が不足する事態に備えまして必要な数量の米穀を在庫として保有することを目的とし、大凶作などにより民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する場合には政府備蓄米を主食用米として国民に供給することとしておるわけでございます。一方で、凶作など主食用米としての放出を必要とするような事態が発生しなければ、一定期間備蓄後に加工用や援助用、飼料用といった非主食用として販売をしております。

今回の政府備蓄米の運営の見直しは、このような棚上げ備蓄の基本的な枠組みを維持した上で、現行百万トン程度の適正備蓄水準の下で国別枠輸入相当量の国産米を政府が追加的に備蓄米として買入れすることとしておりまして、保管年数はそれに応じて短縮するものでございます。

今、徳永委員から御指摘があった鮮度につきましてでありますけれども、これは政策大綱に記載の、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえとの記述は、あくまで大凶作などによって米が不足する場合に、より保管年数が短く鮮度の高い米を消費者に供給できるようにするという趣旨でございます。

## 【農林水産省政策統括官付農産企画課】

平成28年2月25日 衆・予算委員会第6分科会議事録（抜粋）

○岩田分科員

まず、米の生産調整の廃止について質問をさせていただきます。

三年後に迫りました生産調整の廃止に対する不安の声というものは根強いものがあります。産地間競争といえば聞こえはいいわけですが、競争条件が不公平になるようではいけません。佐賀県のように、引き続き、米、麦、大豆のローテーションなど地域挙げての計画的な生産を行うことができる産地がある一方で、大消費地に近い産地などは主食用米を今まで以上につくる産地が出てくる、結果としてさらに不公平感が強まるという意見があります。

また、米の価格低迷によって不安感が高まり、需給バランスが崩れてさらなる価格下落につながるのではないかという心配の声が改めて聞こえてくるところであります。

生産調整の廃止に向けたこれまでの取り組み状況と、また現場の心配の声を踏まえて今後どのように取り組んでいかれる考えなのか、お示してください。

○柄澤政府参考人

米政策の見直しにつきましては、三十年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者みずからの経営判断によりまして需要に応じた生産が行われるよう、全国の需要見通しに加え、各産地の販売、在庫をめぐる状況等についてのきめ細かな情報提供や、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の生産に対する助成金の交付の支援などの環境整備を進めているところでございます。

このような状況の中で、昨年、二十七年産につきましては、各産地の自主的な判断によりまして、主食用米から飼料用米などへの転換が非常に進みました。需要に応じた生産に取り組まれたところでございます。これは、私どもの申し上げております三十年産に向けた予行演習が行われているというふうに考えておりまして、二十八年産以降、ことしの年産以降も、産地の自主的な取り組みによりまして需要に応じた生産を定着させることが重要だと考えております。

一方で、委員御指摘のように、三十年産以降の姿について、生産現場の皆様が不安な気持ちを抱いていることは承知しているところでございます。

農林水産省としまして、生産者みずからがマーケットの動向を見ながら需要に応じた生産を的確に行えるように、引き続ききめ細かな情報提供や戦略作物の生産に対する支援などを行っていく考えであることを生産現場の皆様にご丁寧に御説明しまして、生産現場の不安を払拭してまいりたいと考えているところでございます。

平成28年3月10日 参議院・農林水産委員会議事録（抜粋）

○中泉松司君

（略）

TPPは、十三年目にアメリカから七万トン、オーストラリアから〇・八四万トンが入ってきて、大体八万トン弱のお米が日本に入ってくる可能性がある、SBS枠という方式ですので、可能性があるということですが、その分市場から出すということであれば、TPPにおける市場に対する影響は遮断できるというのはこれは説明が付くんだというふうに思いますし、地元で説明をしても、ああなるほど、そういう仕組みなんですねという話をさせていただくことは多々あります。

我が国における米政策の問題の本質ということを自分なりに考えてみますと、八万トン弱入ってくる可能性がある外国産米というふうな話ではなくて、年間八万トンペースで減っていく消費、それに対してどういうふうに需要と供給のバランスを取っていくのかというところが一番の問題の本質なんだというふうに思います。

先ほど説明をしていただきたいというふうに言ったのは、やっぱり今の現状を理解していただいて、TPPの対策の内容を理解していただいた上で、本来の問題である八万トンペースで減っていく需給をどういうふうに調整していくのかということを議論していかなければいけないんだというふうに感じておりました、説明をした上で、一番の問題はそこにあるんだということを是非農業者の皆さんにも現状として理解をしていただく必要がある、はっきりさせる必要があるというふうに私は考えています。それに対して是非お考えを聞きたいというふうに思っております。

○政府参考人（柄澤彰君）

お答えいたします。

御指摘のとおり、TPPのいかににかかわらず、主食用米の国内の需要が毎年おおむね八万トン減少しております。そういった中で、需要に応じた米の生産、販売を行うことが最も重要な政策課題と認識している点、全く御指摘のとおりでございます。

このため、三十年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者自らがマーケットの動向を見ながら需要に応じた生産を的確に行えるよう、全国の需要見通しに加えまして、各産地における販売や在庫の状況などのきめ細かな情報提供や、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の生産に対する支援、こういった環境整備を進めております。

こういった中で、実際の二十七年産の結果を見ますと、各産地の自主的な御判断によりまして主食用米から飼料用米などへの転換がかなり進んだわけでございます。需要に応じた生産に取り組まれているところでもあります。

農林水産省といたしましては、TPPの政策大綱に基づきまして、国別枠の輸入量の増加の影響を確実に遮断する中で、きめ細かな情報提供や戦略作物の生産に対する支援などを行うことによりまして、TPP合意に左右されることなく農業者が安心して需要に応じた生産に取り組めるように引き続き努めてまいりたいと存じます。

【農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課】

豚肉の価格について

【豚肉】価格の推移 (円/kg)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	677	650	629	713	847
国際価格	525	525	526	529	556

出典：食肉流通統計、貿易統計

(注) 部分肉ベース(国内は枝肉ベースの価格から換算(÷0.7))  
国内価格：省令価格(東京及び大阪の中央卸売市場における

「極上・上」規格の加重平均値

国際価格：CIF平均単価

※ 米国内における豚1頭あたりの部分肉価格は以下のとおり。

【豚肉】価格の推移(円/kg)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
米国内価格	325	353	320	369	394

出典：USDA Livestock, Dairy, and Poultry Outlook

(注) 月別平均価格を年度毎に単純平均化した価格  
部分肉ベース(枝肉ベースのカットアウトバリュー(※)から換算(÷0.7))

1 \$ = 120円 で換算

※カットアウトバリューとは、米国政府が推計している枝肉価格

平成28年3月29日  
農 林 水 産 省

甘味資源作物（砂糖）の種類別の輸入状況（平成26年度実績）  
と大筋合意内容の比較

砂糖の種類	T P P 参 加国から の輸入量 ( t )	T P P 協定による影響		
		合意内容	左の合意内容による関 税収入減少額	左の合意内容による調 整金収入減少額
粗 糖 精 製 糖 そ の 他 の 糖	413,099 5 1,569	500tの無税 ・ 無調整金 (試験輸入に限る)	8 万 円	1,907万円
高糖度原料糖 (糖度99.3度未満) ※精製用に限る	0	無税、 調整金削減	0 円	0 円

農林水産省

生産局畜産部畜産企画課、牛乳乳製品課、食肉鶏卵課  
政策統括官付貿易業務課、地域作物課

平成28年3月29日  
農 林 水 産 省

関税収入及びマークアップ収入と用途特定されている  
予算との比較（平成26年度）

麦

収入（マークアップ）	894億円
支出（生産者への交付金）	974億円

※ 差は一般会計から農業経営安定勘定への繰入れ。

砂糖

収入（調整金）	533億円
支出（生産者、国内産糖工場への交付金）	592億円

※ 差は一般会計から（独）農畜産業振興機構への交付金。

でん粉

収入（調整金）	107億円
支出（生産者、国産でん粉工場への交付金）	109億円

※ 差は（独）農畜産業振興機構のでん粉勘定における前年度からの繰越。

**牛 肉**

牛肉等関税収入	1, 2 1 4 億円
肉用子牛生産者補給金等	詳細別添

**乳製品**

乳製品のマークアップ収入	1 4 7 億円
加工原料乳生産者補給金等	詳細別添

# 畜産・酪農の競争力の強化

農家戸数、飼養頭数の減少といった生産基盤の弱体化が懸念され、配合飼料価格の上昇や経済連携の進展など我が国畜産をめぐる情勢は大きく変化をしている中で、①収益性向上、生産基盤の維持・拡大のための競争力向上、②輸入飼料依存から脱却するための自給飼料生産拡大、③経営安定のためのセーフティネットの3つの柱を重点的に実施することとし、そのために必要な予算を確保。

## ① 畜産・酪農の競争力向上

➤ 収益性向上、生産基盤の維持・拡大のため、高収益畜産への転換、生産性向上、畜産環境問題への対策を進めることにより、畜産の競争力向上を図る。

### 畜産・酪農の成長産業化

- ◎畜産競争力強化対策 286(1)億円【補正:210、当初:76】
- 高収益型畜産体制構築事業 3(1)億円【補正:2、当初:1】  
畜産農家と畜産関係者(コントラクター、飼料メーカー、実需者等)の結集による地域全体での収益性向上のための取組(畜産クラスターの構築)を支援
- 畜産収益力強化対策【新規】276(一)億円【補正:201、当初:75】  
畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的地域の畜産経営体が行う収益性向上、畜産環境問題への対応に必要な機械のリース整備、施設整備等を支援

- ◎強い農業づくり交付金(食肉等再編優先枠) 20(一)億円【当初:20】  
高収益産地体制への転換を図るために、産地食肉センター等の再編合理化を支援

### 畜産・酪農の生産力強化

- ◎畜産・酪農生産力強化対策 23(一)億円【補正:20、当初:3】
- 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業 20億円【補正:20】  
和牛の生産拡大と生乳供給力の向上に資する和牛受精卵移植・性別別精液の活用や関係機器の整備、肉用牛の繁殖向上のための新たな取組(発情発見装置の導入等)を支援
- 和牛の生産拡大を支える研究開発【新規】3(一)億円【当初:3】  
受胎率の向上に向け、性別別精液の評価精度の向上や繁殖機能の改善等の研究開発を推進

### 国産畜産物の需要拡大

- 国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業【新規】(再掲)  
(畜産競争力強化対策のメニュー) 7億円【補正:7】  
畜産物分野における国産シェアの拡大に向け、国産畜産物の加工原料への利用を促進するための技術開発等を支援
- 畜産物輸出特別支援事業 3億円【補正:3】  
オーストラリア・パパンの体制で畜産物の輸出拡大に取り組み団体を支援

## ② 自給飼料の生産拡大

➤ 輸入飼料依存から脱却するため、生産性向上のための草地改良、濃厚飼料原料の増産、飼料生産組織の育成、エコファードの増産等により、国産飼料に立脚した畜産への転換を図る。

- ◎自給飼料の生産拡大 236(111)億円【補正:97、当初:139】
- 飼料増産総合対策事業 31(14)億円【補正:20、当初:11】  
難防除雑草の駆除等による草地改良、濃厚飼料原料(イアコーン等)の増産、飼料生産組織(コントラクター等)の育成、レンタカウを活用した肉用繁殖牛等の放牧の推進、エコファードの増産等を支援
- 飼料生産型酪農経営支援事業 66(62)億円【当初:66】  
環境負荷軽減の取組に加え、新たに畑地における飼料の二期作・二毛作、耕種農家による契約栽培など酪農経営における飼料生産拡大を支援
- 飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業 59億円【補正:59】(再掲)  
飼料用米の円滑な生産等を推進するため、その利用・保管に係る機械等のリース導入を支援
- 配合飼料供給体制整備促進事業 4億円【補正:4】  
飼料用米等を活用した配合飼料の供給・利用の促進等のための飼料供給体制の整備を支援
- 草地環境基盤整備(公共)(農業農村整備事業で実施) 72(36)億円【補正:10、当初:62】  
離農農家の草地の円滑な継承を図るため、草地改良と併せて行う施設用地確保のための離農施設の撤去を支援するとともに、牧柵の除去等の簡易な基盤整備を推進
- 自給飼料の生産拡大を支える研究開発 4億円【補正:4】  
イアコーンなど新たな自給飼料の給餌と放牧を組み合わせた牛肉生産技術体系の確立に向けた研究開発を推進

## ③ 畜産・酪農経営安定対策の実施

➤ 畜産ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定(配合飼料価格の高騰時への対応を含む。)を支援し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組み環境を整備。

- <再掲を除いた合計額>1,831億円(1,710)億円 (実績額)268億円
  - (所要額) 311(311)億円
  - 5(6)億円
  - 66(62)億円
  - 213(213)億円 (実績額) 0億円
  - 159(159)億円 (実績額) 0億円
  - 869(869)億円 (実績額)168億円
  - 100(100)億円 (所要額) 0億円
  - 52(52)億円
  - 122(一)億円 (所要額)
- 加工原料乳生産者補給金
  - 国産乳製品供給安定対策事業
  - 飼料生産型酪農経営支援事業<再掲>
  - 肉用子牛生産者補給金
  - 肉用牛繁殖経営支援事業
  - 肉用牛肥育経営安定特別対策事業
  - 養豚経営安定対策事業
  - 鶏卵生産者経営安定対策事業
  - 配合飼料価格安定制度